

維持管理に関する計画

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

1 排ガス

該当せず

2 排水(処理工程公共下水道放流水)

項目	設計計算上達成することができる数値
PCB	0.003mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質	5mg/L以下
pH	5を超え9未満
BOD	600mg/L未満
浮遊物質	600mg/L未満
窒素	120mg/L未満
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

自主規制値一覧

1 排ガス

該当せず

2 排水(処理工程公共下水道放流水)

項目	管理基準値	下水排除基準
PCB	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質	5mg/L以下	5mg/L以下
pH	5を超え9未満	5を超え9未満
BOD	600mg/L未満	600mg/L未満
浮遊物質	600mg/L未満	600mg/L未満
窒素	120mg/L未満	120mg/L未満
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下

3 排気(処理工程からの排気)

(1) 洗浄施設(高圧トランス・コンデンサ、安定器等)

項目	管理基準値	法令基準	(参考) 焼却処理の排ガス基準値
PCB	0.1mg/Nm ³ 以下	該当無	0.1mg/Nm ³ 以下 1)
ダイオキシン類	100pg-TEQ/Nm ³ 以下	該当無	100pg-TEQ/Nm ³ 以下 2)

(2) 分解施設(高圧トランス・コンデンサ、安定器等)

項目	管理基準値	法令基準	(参考) 焼却処理の排ガス基準値
PCB	0.1mg/Nm ³ 以下	該当無	0.1mg/Nm ³ 以下 1)
ダイオキシン類	100pg-TEQ/Nm ³ 以下	該当無	100pg-TEQ/Nm ³ 以下 2)

1) PCB焼却施設の燃焼排ガス中の暫定排出許容限界(昭和47年環境庁大気保全局長通知)

2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で設定される廃棄物焼却炉の燃焼排ガスの基準

測定項目一覧

1 排ガス

該当せず

2 排水(処理工程公共下水道放流水)

項目	測定頻度
PCB	1回/6ヶ月
ノルマルヘキサン 抽出物質	1回/月
pH	1回/月
BOD	1回/月
浮遊物質	1回/月
窒素	1回/月
ダイオキシン類	1回/年

処理済物

1. 高圧トランス・コンデンサ、安定器等処理工程

項目	対象	管理基準値	厚生省告示 3) / 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」基準値
PCB	鉄	0.5mg/kg - 洗浄液 以下	0.5mg/kg-洗浄液 以下
	銅	0.5mg/kg - 洗浄液 以下	0.5mg/kg-洗浄液 以下
	アルミ	0.5mg/kg - 洗浄液 以下	0.5mg/kg-洗浄液 以下
	碍子等の無機物	0.5mg/kg - 洗浄液 以下	0.5mg/kg-洗浄液 以下
	鉄・銅・アルミ混合物	0.5mg/kg - 洗浄液 以下	0.5mg/kg-洗浄液 以下
	残さ物(充填剤等)	0.003mg/L - 検液 以下	0.003mg/L-検液 以下
	気液分離水	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下

1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法
平成4年厚生省告示第192号

2. 柱上トランス絶縁油処理工程

項目	対象	管理基準値	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」基準値
PCB	分解済油	0.5mg/kg以下	0.5mg/kg以下
	処理済油	0.5mg/kg以下	0.5mg/kg以下